

第524回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和6年2月27日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 くろまぐろ等に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

第2号議案 潜水器漁業の許可に関する取扱方針の改正について（協議）

第3号議案 漁業許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

6 報告事項

（1）まき餌釣りに関する規制の見直しについて

（2）令和6年冬春期の沿岸漁海況予報について

7 そ の 他

8 閉 会



資料No. 1-1

漁諮問第 21 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 6 年 2 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦



質問の理由

今般、農林水産大臣が漁業法第 15 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和 6 管理年度における本県の漁獲可能量を定めたことから、同法第 16 条第 1 項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を定めるものである。

別記

令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
23.9トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	3.235トン
大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.238トン
川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	2.477トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0.934トン
久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.499トン
久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.143トン
磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.480トン
那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	1.718トン
大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0.502トン
鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	0.500トン
はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業	4.980トン
その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	—

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.2トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業に全量を配分する。

第3 すけとうだら太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県すけとうだら漁業に全量を配分する。

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県するめいか漁業に全量を配分する。

5水管第2553号
令和5年12月21日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)
くろまぐろ（小型魚）	23.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.2トン



5水管第3048号
令和6年2月13日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア(%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
すけとうだら 太平洋系群	現行水準	0.00%	10トン未満
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか	現行水準	0.15%	50トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(すけとうだらは令和2年から令和4年、するめいかは平成30年から令和2年)の平均漁獲実績が1トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。



茨城県における令和6年管理年度(第10期)くろまぐろ(小型魚・大型魚)漁獲可能量

小型魚	令和6管理年度(第10期)	【参考】令和5管理年度(第9期)		
	当初(案)	当初	変更後	消化率*
茨城県	23.900トン	23.900トン	28.400トン	50.1%
県留保分(5%)	1.194トン	1.194トン	1.421トン	0.2%
平潟	3.235トン	3.235トン	3.857トン	70.1%
大津	4.238トン	4.238トン	5.054トン	44.8%
川尻	2.477トン	2.477トン	2.954トン	2.3%
会瀬(定置)	0.934トン	0.934トン	1.113トン	52.7%
久慈町	1.499トン	1.499トン	1.787トン	50.4%
久慈浜丸小	1.143トン	1.143トン	1.363トン	42.0%
磯崎	1.480トン	1.480トン	1.765トン	8.2%
那珂湊	1.718トン	1.718トン	2.049トン	58.0%
大洗町	0.502トン	0.502トン	0.598トン	26.2%
鹿島灘	0.500トン	0.500トン	0.500トン	93.6%
はさき	4.980トン	4.980トン	5.939トン	87.0%

※令和6年2月22日現在

大型魚	令和6管理年度(第10期)	【参考】令和5管理年度(第9期)		
	当初(案)	当初	変更後	消化率*
茨城県	6.200トン	6.200トン	6.900トン	77.0%
県全体	6.200トン	6.200トン	6.900トン	77.0%

※令和6年2月22日現在

小型魚の県内配分は、まず県配分量の5%を県留保とし、残りを平成22～26年の漁獲割合の平均値により算出し、これにより0.5トン未満となる場合は0.5トンとしたうえで、残量を前述の平均値により算出し配分量とした。

資料 No. 1 - 5

茨城県資源管理方針

抜 粋

(令和5年8月28日改定)

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、

上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 茨城県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(略)

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 平潟くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

平潟漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第 37 号 1 の(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

2 大津くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大津漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

3 川尻くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

川尻漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

4 久慈町くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

5 久慈町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

6 久慈浜丸小くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

久慈浜丸小漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

7 磯崎くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

磯崎漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

8 那珂湊くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

那珂湊漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：9月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

9 大洗町くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大洗町漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10月から12月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

10 鹿島灘くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

鹿島灘漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：10 月から 12 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

11 はさきくろまぐろ（小型魚）漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

はさき漁業協同組合に所属する者が行う沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（主漁期：11 月から翌年 1 月）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

12 その他くろまぐろ（小型魚）漁船漁業

（1）当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
1 から 11 の知事管理区分に定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年

（2）漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 95% を平成 22 年（2010 年）から平成 26 年（2014 年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね 5 % を県の留保枠とする。また、当該留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、茨城海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要に応じて知事管理区分に追加配分する。

なお、知事管理区分への配分に当たっては、最低数量を 500 キログラムとし、配分数量が 500 キログラムに満たない場合は、当該知事管理区分に最低数量を配分後、それ以外の知事管理区分に漁獲実績の比率に基づき残量を配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 の知事管理区分に定める漁業は、原則として、当該知事管理区分ごとに定めた主漁期の前に目的採捕を行わないこととする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

(1) 関係漁協間で融通の協議が調った場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、県はその内容を公表する。

(2) 県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ 定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を

超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県くろまぐろ（大型魚）漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別途、運用指針において定める。

3 漁獲可能量の融通

県は、必要に応じて、指定漁業、特定大臣許可漁業及び他の都道府県と配分量の融通を行う取組に参加することとし、関係者間で協議が調い、農林水産大臣がその内容を公表した場合は、知事管理漁獲可能量を当該融通を反映した量とし、その内容を公表する。

4 遊漁者に対する指導

県は、国と協力をしつつ、遊漁者に対してくろまぐろの資源管理に関する指導を行うものとする。

(別紙 1 - 5)

第1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるすけとうだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日

までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県すけとうだら漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業について許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

茨城県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 板びき網漁業

イ アに定める漁業以外の、茨城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在がある者によるするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

ア 板びき網漁業 9月1日から翌年6月30日まで

イ その他漁業 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を茨城県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

板びき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、当該漁業について許可隻数を現状の24隻（認可含む）を上限とする。

(略)

小型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。**
- 瀬戸内海と隣接する海域に面する8県に対して、瀬戸内海における混獲管理のための数量として、小型魚を0.1トンずつ配分する。

大型魚

- 大臣管理区分及び都道府県とも、令和6管理年度当初はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績を勘案して配分する。
- 令和6年3月に沿岸漁業の漁期（令和5管理年度）が終了した段階で、**繰越分を沿岸漁業に優先的に配分する。**
- かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等**は、令和3管理年度までWCPFC基準年の平均漁獲実績よりも少ない配分となっていたため、令和4管理年度以降は**WCPFC基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分**とする。

令和6管理年度の当初配分基礎（増枠・振替等の内訳）

小型魚	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1の数量	基礎的な配分 a	R6当初配分基礎 b	基礎的な配分との差 b-a	比率(%) b/a	単位:トン	
大中型まき網漁業	2,272.0	1,500.0	1,200.0	-300.0	80		
かじき等流し網漁業等		44.0	44.0	0.0	100		
かつお・まぐろ漁業	1,735.0	62.0	25.0	-37.0	40		
都道府県		1,885.3	2,196.9	311.6	117		
留保	-	265.7	99.1	-166.6	38		
全体	4,007.0	3,757.0	3,565.0	-192.0	95		

大型魚	2002-04年の平均漁獲実績	基礎的な配分	WCPFC 増枠分	2021WCPFC 15%増枠分 (4,882×0.15=732)		R6当初配分基礎	基礎的な配分との差	比率(%)	単位:トン	
				A	B-A					
大中型まき網漁業	3,098.0	3,063.2	256.1	143.9	112.2	3,629.3	566.1	118		
かじき等流し網漁業等	752.0	9.4	2.2	1.9	0.3	21.6	12.2	230		
かつお・まぐろ漁業		362.6	263.3	250.0	13.3	753.0	390.4	208		
都道府県	1,032.0	1,571.0	369.1	311.5	57.6	1,740.0	169.0	111		
留保	-	125.8	29.3	24.7	4.6	100.1	-25.7	80		
全体	4,882.0	5,132.0	920.0	732.0	188.0	6,244.0	1,112.0	122		



スケトウダラ（太平洋系群）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち北日本～北方四島の太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。主な産卵場は北海道噴火湾周辺海域である。

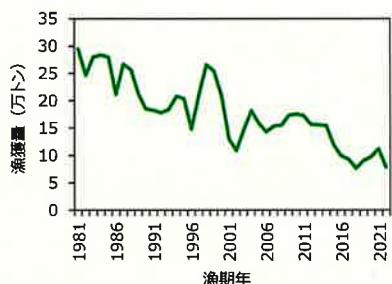


図2 漁獲量の推移

漁獲量は2000年代にはTAC規制なども働き、10.9万～21.0万トンで推移した。2015年漁期からは減少傾向となり2018年漁期には7.7万トンまで落ち込んだ。その後、増加に転じたが2022年漁期は道東での漁場形成の不良により7.8万トンに急減した。

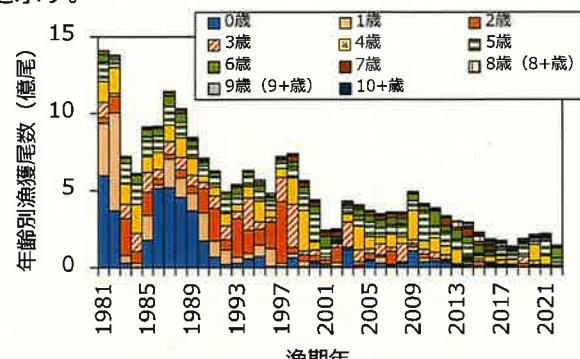


図3 年齢別漁獲尾数の推移

1980年代には0、1歳魚の漁獲が多かったが、これらは主に東北太平洋岸において漁獲されたもので、同海域の漁獲量の減少に伴い1990年代以降は少ない状態が続いている。1990年代には2、3歳魚の漁獲が多かったのに対し、2000年代後半からは4歳以上の魚が漁獲の中心となっている。

なお、本系群ではプラスグループとする年齢は1997年漁期以前は8歳以上（8+歳）、1998年漁期は9歳以上（9+歳）、1999年漁期以降は10歳以上（10+歳）としている。

スケトウダラ（太平洋系群）②

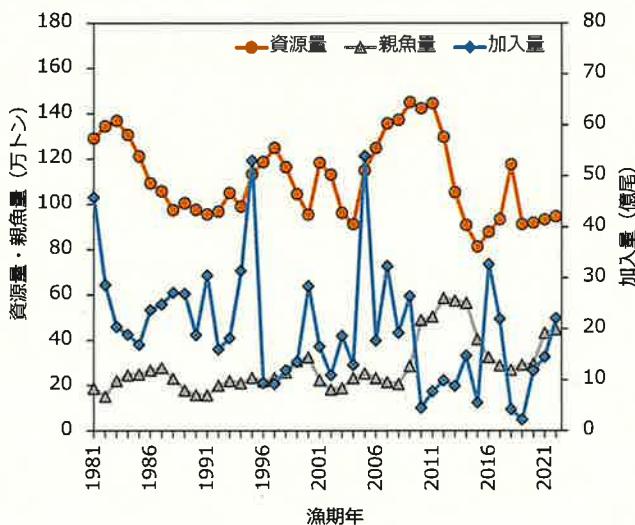


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

本系群の資源量は1981年漁期以降、大きく落ち込むことなく推移している。加入量（0歳魚の資源尾数）が30億尾を超える卓越年級群である2016年級群と、高豊度の2017年級群の加入により、近年の資源量は増加傾向である。両年級群の成熟に伴い2022年漁期の親魚量は44.8万トンに増加した。

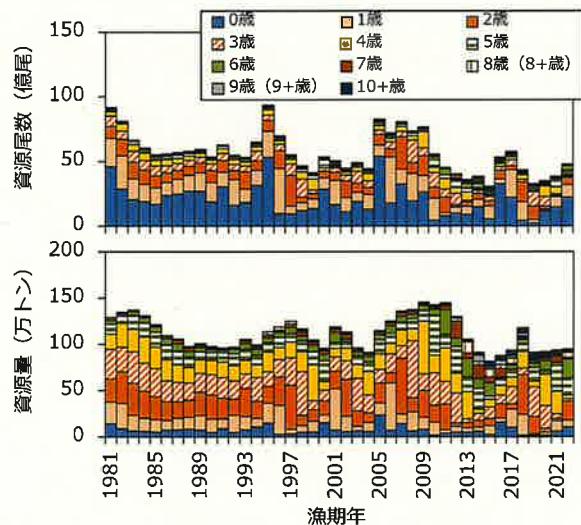


図5 年齢別資源尾数（上）と資源量（下）の推移

資源尾数は卓越年級群などの高豊度の年級群が発生した年に、資源量はその1～2年後に増加する傾向がある。近年では2016年級群が卓越年級群（加入量33億尾）と考えられる。高豊度の年級群が発生する一方で、加入量が2.2億～5.5億尾と低い年級群（2010、2015、2018、2019年級群）もみられる。



スルメイカ (冬季発生系群) ①

スルメイカは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち主に冬季に東シナ海で発生し、太平洋を北上、秋・冬季に日本海を南下する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。



図1 分布域

太平洋、オホーツク海、日本海、東シナ海に分布するが、我が国における主な漁場は太平洋に形成される。産卵場は主に冬季に東シナ海に形成される。

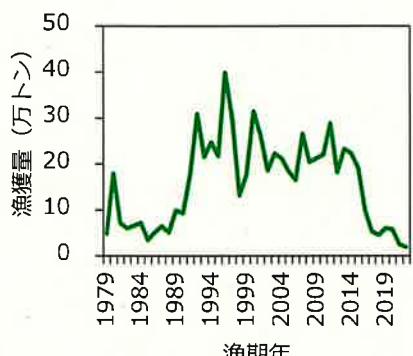


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1980年代は低水準で推移し、1989年漁期以降増加傾向に転じて1996年漁期には約40万トンになった。その後は比較的安定して推移していたが、2016年漁期以降大きく減少しており、2022年漁期の漁獲量は2.0万トンであった。そのうち、日本の漁獲量は1.5万トン、韓国は0.5万トン、ロシアは105トン、中国は213トンであった。

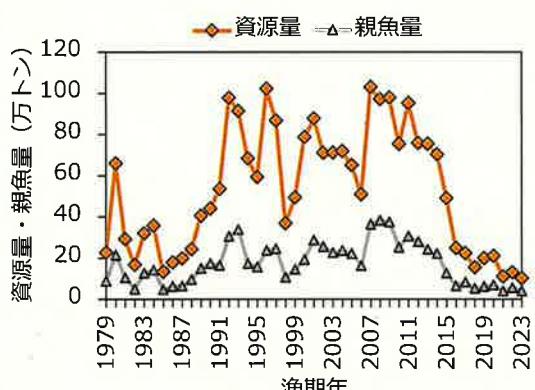
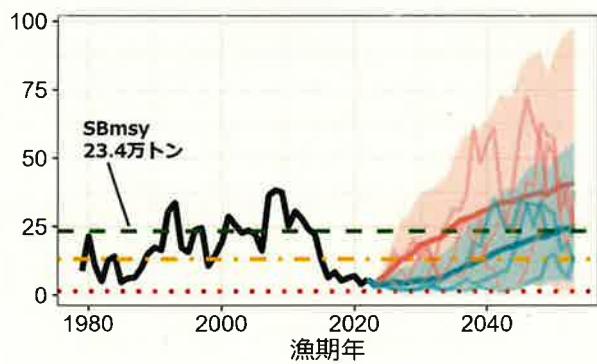


図3 資源量・親魚量

資源量は1990年漁期以降、概ね50万～100万トンで推移していたが、2015年漁期以降大きく減少に転じ、2023年漁期は10.1万トンと予測された。親魚量は直近5年間（2018～2022年漁期）で見ると横ばい傾向で、2022年漁期には5.6万トンであった。2023年漁期の資源量と親魚量は予測値である。

スルメイカ (冬季発生系群) ④

将来の親魚量 (万トン)



将来の漁獲量 (万トン)

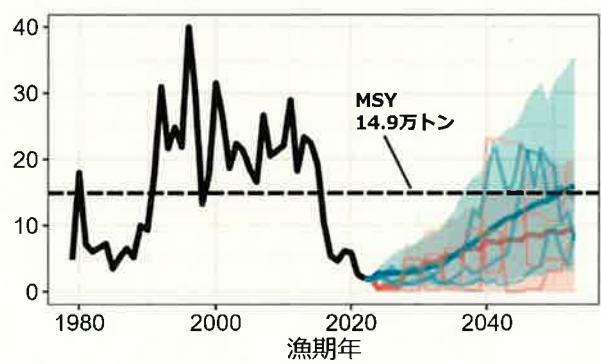


図8 漁獲量3年間一定方策の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

加入量に近年の再生産関係の残差（再生産関係式から期待される加入量からのずれ）を考慮し、 β を0.45とする漁獲管理規則（ただし、漁獲量3年間一定）に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。長期的には、親魚量の平均値は目標管理基準値より高い状態で推移し、漁獲量の平均値はMSY水準に近づいていく。

漁獲量3年間一定方策に基づく将来予測
($\beta=0.45$ の場合)

現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY

- - - 目標管理基準値

--- 限界管理基準値

..... 禁漁水準

潜水器漁業の許可に関する取扱方針の改正について
(いせえび潜水器漁業の新設)

令和6年2月27日
茨城県農林水産部漁政課

1 基本的な考え方

漁業権漁場内での潜水器漁業によるいせえびの採捕については、平成28年から令和5年まで8年間、久慈町漁協からの要望に基づき、①資源への影響、②漁場利用・漁業調整上の問題、③漁業経営への寄与等について調査・検討を行うため特別採捕許可を発給してきたところであるが、これまでの特別採捕許可の実績及び調整上の問題が生じていないことから、資源保護上、漁業調整上及び公益上支障のない範囲で許可を発給するものとする。

なお、当該漁業の許可の取扱いについては、潜水器漁業の許可に関する取扱方針を改正し、定めるものとする。

2 許可の取扱い（いせえび潜水器漁業の新設）

（1）漁業種類及び定義

いせえび潜水器漁業：いせえびを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業

（2）操業区域

第1種共同漁業権の漁業区域（実態としては各組合が単独で所有する漁業権漁場内）

（3）操業期間

6月1日から9月30日まで

（4）漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

（5）許可の条件

- ・ 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日から9月30日までは日の出から日没までとする。
- ・ 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

※（2）～（5）はあわび、うに、かき潜水器漁業と同様。

潜水器漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）
第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
いせえび潜水器漁業	いせえびを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む）により操業する漁業

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の 漁場区域	6月1日から9月30日まで
うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業		
いせえび潜水器漁業		
なまこ潜水器漁業		11月1日から翌年9月30日まで

第5～第10 (略)

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

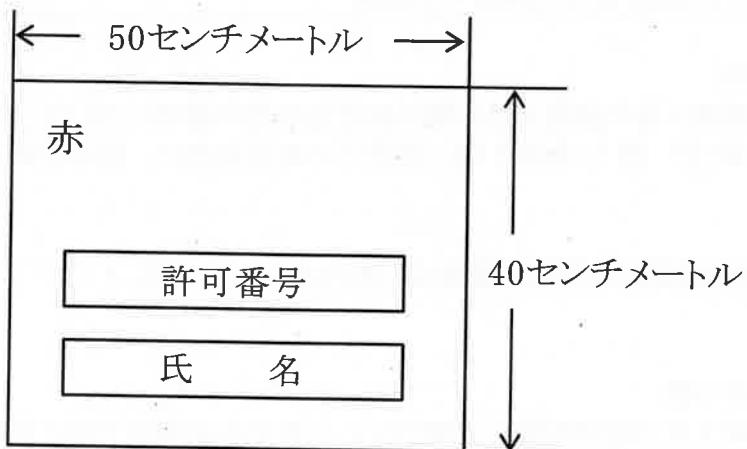
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和6年 月 日から施行する。

別記様式



新

潜水器漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。) 第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するもの)を含む)により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するもの)を含む)により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するもの)を含む)により操業する漁業
いせえび潜水器漁業	いせえびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものの)を含む)により操業する漁業
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものの)を含む)により操業する漁業

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する处分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。) 第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
	(新設) _____ (新設)
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業種類	操業区域	漁業時期
あわひ潜水器漁業	第1種共同漁業権の 漁場区域	6月1日から9月30日まで	あわひ潜水器漁業	第1種共同漁業権の 漁場区域	6月1日から9月30日まで
うに潜水器漁業			うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業			かき潜水器漁業		
いせえび潜水器漁業			(第設)		
なまこ潜水器漁業			なまこ潜水器漁業		
					11月1日から翌年9月30日まで

第5～第10 (略)

付則 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則 2 この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則 3 この方針は、令和6年 月 日から施行する。

別記様式

← 50センチメートル →

↑

40センチメートル

↓

許可番号

氏名

赤

別記様式

← 50センチメートル →

↑

40センチメートル

↓

許可番号

氏名

赤



資料No.3-1

漁諮詢第 22 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項、第 5 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 6 年 2 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

有効期間中の知事許可漁業の許可を行うため、茨城県海面漁業調整規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、第1-1、第1-2及び第2の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第3の漁業については、その許可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可をすべき期間を次のように定める。

第1-1 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

2トン以上5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち次に掲げる区域を除いた茨城県海面とする。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)、(エ)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(イ)、(ウ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(ア) 北茨城市天妃山頂上から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(イ) (ア)から正東3,000メートルの点

(ウ) (エ)から正東3,000メートルの点

(エ) 北茨城市中郷町小野矢指92番7に設置した標識から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 次の(オ)、(カ)及び(キ)、(ク)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(カ)、(キ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(オ) 高萩市花貫川河口中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(カ) (オ)から正東3,000メートルの点

(キ) (ク)から正東3,000メートルの点

(ク) 日立市小貝小貝国有林256号内に設置した標柱から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 次の(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ケ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識

(コ) (ケ)から正東3,000メートルの点

(サ) (シ)から正東3,000メートルの点

(シ) 日立市日立港第5埠頭岸壁に設置した標識

エ 次の(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)及び(ス)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(ス) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(セ) (ス)から正東3,000メートルの点

- (ゾ) (タ)から正東 3,000 メートルの点
- (タ) 東茨城郡大洗町大洗岬灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点
- オ 次の(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)及び(チ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
- (チ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 12,000 メートルの点
- (ツ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 15,000 メートルの点
- (テ) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 10,000 メートルの点
- (ト) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 7,000 メートルの点

(6) **漁業時期**

- ア 総トン数 3 トン未満の船舶にあっては、11月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。
- イ 総トン数 3 トン以上 5 トン未満の船舶にあっては、12月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(7) **漁業を営む者の資格**

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 24 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 1-2 小型機船底びき網漁業

1 制限措置

- (1) **漁業種類**
手縄第 3 種漁業（貝まき漁業）
- (2) **許可等をすべき船舶等の数**
1 隻
- (3) **船舶の総トン数**
5 トン未満
- (4) **推進機関の馬力数**

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号）別表の規定による馬力数以下

(5) **操業区域**

茨共第 15 号共同漁業権の漁場区域

(6) **漁業時期**

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(7) **漁業を営む者の資格**

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 3 月 25 日から令和 6 年 4 月 24 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 2 固定式さし網漁業

1 制限措置

- (1) **漁業種類**
固定式さし網漁業

- (2) 許可等をすべき船舶等の数
4隻
- (3) 船舶の総トン数
2トン未満
- (4) 推進機関の馬力数
漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域
茨共第4号・第5号共同漁業権の漁場区域
- (6) 漁業時期
12月1日から翌年9月30日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和6年3月25日から令和6年4月24日まで
- 3 備考
 (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。
 (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 潜水器漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類
下表のとおり
- (2) 許可をすべき漁業者の数
下表のとおり
- (3) 操業区域
下表のとおり
- (4) 漁業時期
下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可をすべき漁業者の数
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の漁場区域	6月1日から 9月30日まで	1人
うに潜水器漁業			1人
かき潜水器漁業			1人
いせえび潜水器漁業			4人

- (5) 漁業を営む者の資格
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者
- 2 許可を申請すべき期間
令和6年3月25日から令和6年4月24日まで
- 3 備考
 (1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）、手縄第3種漁業（貝まき漁業）、固定式さし網漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第2 潜水器漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法によ

り許可をする者を定める。

- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

資料 No. 3－2

令和5年度の知事許可漁業における有効期間中の許可について

令和6年2月27日
茨城県農林水産部漁政課

1 有効期間中の許可の取扱い

知事許可漁業の許可の有効期間は原則5年であるが、新規着業の要望等に対応するため、許可の有効期間中であっても水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められた場合、新たに許可を発給している（不定期※）。

※有効期間中の許可実績：令和4年2月（5件）、令和5年6月（17件）

<茨城県知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（抜粋）>

（有効期間中の許可）

当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

2 許可発給の概要（案）【資料3－1の概要】

（1）制限措置及び許可の基準

- ・ 許可等をすべき件数については、別表のとおりとする。
- ・ それ以外の制限措置及び許可の基準は、現行許可及び現行取扱方針のとおりとする。

（2）許可の有効期間

現行同種許可の末日とする。

- ① 固定式さし網、小型機船底びき網：許可日から令和8年3月31日まで
- ② 潜水器：許可日から令和9年10月31日まで

（3）許可を申請すべき期間

令和6年3月25日から令和6年4月24日まで

3 スケジュール

要望調査等	令和5年12～1月
調整委員会諮詢（制限措置等）	令和6年2月27日
制限措置等の県報登載（公示）	令和6年3月25日
許可申請の受付	令和6年3月25日～令和6年4月24日
許可発給	令和6年5月中旬

(別表)

公示枠

漁協名	漁業種類	要望件数 ※	許可等を すべき件数	水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと 認められる理由
川尻	固定式さし網漁業	甲種	4件	漁業権漁場内で組合員行使権を有する者が當む漁業であ って、漁業権者である漁協内での調整が整っているため
久慈町 (河原子)	潜水器漁業	あわび	1件	漁業権漁場内で組合員行使権を有する者が當む漁業であ って、漁業権者である漁協内での調整が整っているため
		うに	1件	同上
		かき	1件	同上
		いせえび	1件	同上
		一	3件	特別採捕許可に基づく試験操業の実績による
鹿島灘	小型機船底びき網漁業	えび板びき	1件	同一地区内で廃業等による許可の空きがあるため
		貝まき	1件	同上

同一の者

同一の者

※令和5年11月30日漁協第1052号により行った要望調査で回答のあった件数。一覧にない漁協からは要望なしの回答。

資料 No. 4

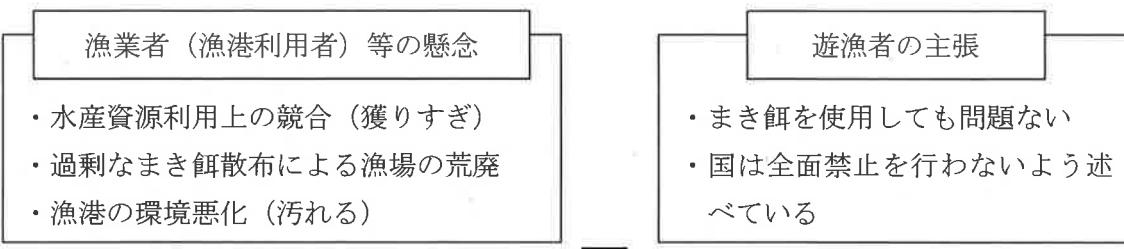
まき餌釣りに関する規制の見直しについて

令和6年2月27日
茨城県農林水産部漁政課

1 現在の規制の状況

- ・茨城県海面漁業調整規則第41条第1項第1号において、遊漁者等によるまき餌を使用した釣りは禁止（全面禁止）。
 - ・平成14年に水産庁からガイドライン（技術的助言）が発出
⇒遊漁と漁業との共存を図るため、資源管理や漁業調整の観点から規制が必要な場合を除いて、まき餌釣りの全面的な禁止は行わないこと
- ※まき餌釣りを調整規則により禁止している都県：茨城県と東京都（R5.11現在）

2 漁業関係者と遊漁者の意見



3 今後の県の対応

- ・調整規則による、まき餌釣りの全面禁止の見直しを行う。
 - ・平成14年のガイドラインに沿い、本県の現状に即した規制への移行を進める。
- 【参考】海あり40都道府県のうち 24都府県が何らかの規制を継続している

4 海面利用協議会における意見交換の結果

開催日	令和5年11月30日
場 所	茨城県三の丸庁舎3階 共用会議室B
出 席	海面利用協議会委員（学識2名、漁業2名、遊漁2名、海レク1名） 県（漁政課、水産試験場、地域振興課、委員会事務局）
内容と 結果	まき餌釣りの制限見直しに関し、委員それぞれの立場からの意見交換が行われた。委員の区分ごとの主な意見は以下のとおり。
	<p>漁業者委員：</p> <ul style="list-style-type: none">・漁港内、磯でまき餌釣りが行われることに反対。・まき餌の使用により、漁港内の汚損、ネズミによる網の損壊等の実害が出ているほか、漁業との魚種競合、磯焼けなどが懸念される。

遊漁関係委員 :

- ・まき餌釣り制限の緩和に賛成。ただし、釣り人側もマナー向上が必要と考える。
- ・洋上でのまき餌釣り制限は、まずは陸上において、まき餌による環境等への影響に関する検証を行い、問題が無いことを示しながら漁業者の理解を得て、調整が付いた場所から段階的な解除を目指すことになるだろう。

学識経験委員 :

- ・漁業と競合しない部分は、まき餌釣りを禁止しなくても良いと考える。
- ・調整が付く場所から段階的に制限の見直しを進めて良いと考える。
- ・ルールを知らずにまき餌を使ってしまう者もいると思われ、周知活動も併せて進めるべきである。
- ・マナーが悪い釣り人に対する啓発活動の方法を解除推進側と話し合い、漁業者が納得する方法を取るべき。

海洋性レクリエーション委員 :

- ・制限を設けたうえでまき餌釣り制限を緩和しても良いと考える。
- ・遊漁による海面の利用は、職業として利用している漁業者の理解を得ることが前提である。
- ・遊漁者が釣りを行える場所に制限を設け、料金を取って釣り場環境の整備に活用してはどうか。

5 遊漁船業者に対する洋上でのまき餌釣りに関するアンケート調査

実施期間	令和5年11月20日～令和5年12月22日
照会先・回答者	沿海10漁協（平潟、大津、川尻、久慈町、久慈浜丸小、磯崎、那珂湊、大洗町、鹿島灘、はさき）所属の遊漁船業者（計177業者分の回答） ※大津の登録遊漁船は現在稼働しておらず無回答
内容と結果	資料4別紙 参照 ※およそ6割から「規制を継続すべき」「まき餌を使用した営業をするべきではない・するつもりはない」との回答

6 遊漁者等によるまき餌釣り制限見直しの方針について

まき餌釣りは、陸上における使用と洋上における使用に分離して制限する必要がある。
陸上、洋上それぞれの見直し方針案は、以下のとおり。

（1）陸上でのまき餌釣り

- ①漁業者及び海岸管理者等と調整が付く内容（場所、期間、まき餌の種類・使用量等）
から、段階的な解除を進めていくこととする。

②漁業生産に利用されていない水面（漁業権漁場、漁港区域以外）から候補地を選定し、管理者等と調整を行っていく。

③漁業生産に関わる水面におけるまき餌釣りは、漁業者との調整が付かない限り引き続き禁止とする。

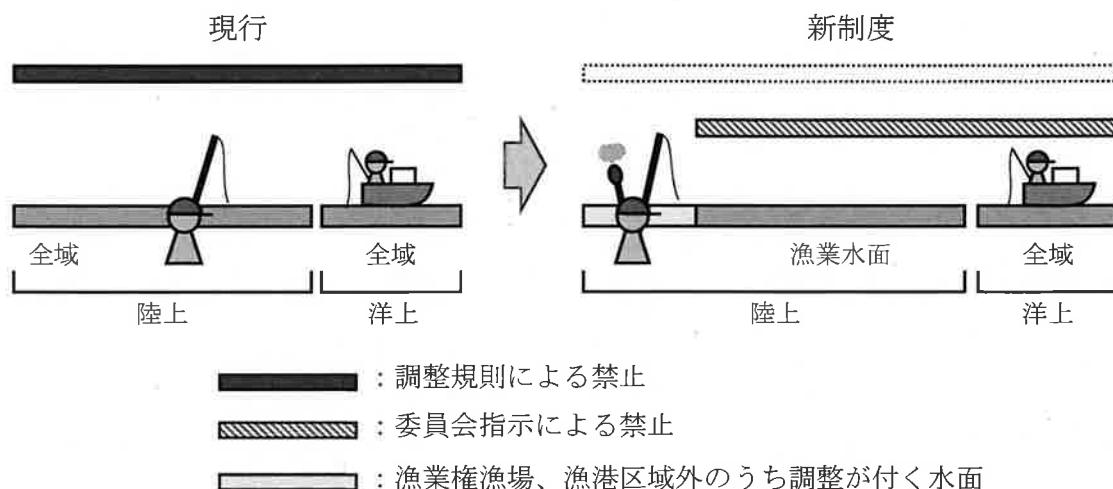
（2）洋上でのまき餌釣り

現段階では、それぞれの漁協内でも遊漁船業者（兼業者）と漁業者との間で合意形成がなされていないこと、区域や期間のルールを制定するなど、漁業との調整が必要であるため、洋上でのまき餌釣りについては段階的な調整を進めることとし、当面は引き続き禁止とする。

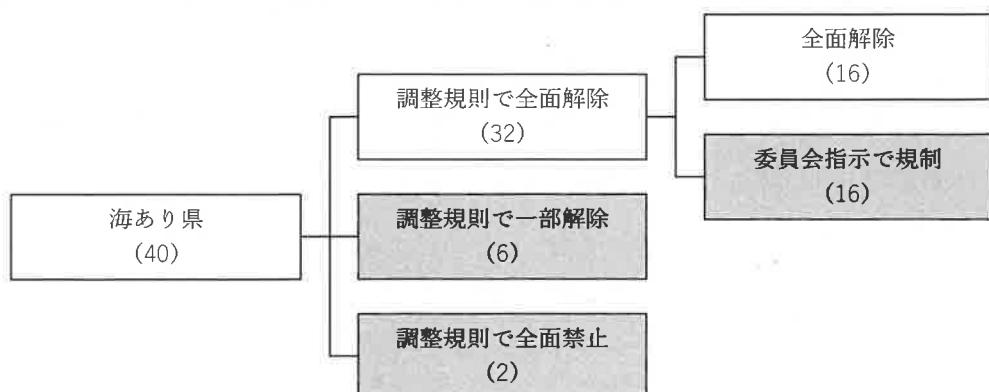
7 海面漁業調整規則の改正と制度の移行について

海面漁業調整規則の改正により、茨城県海面全域でのまき餌釣り制限を解除する。引き続きまき餌釣りを禁止とする海面については、漁業調整委員会指示により制限する制度としたい。

制度移行のイメージ図

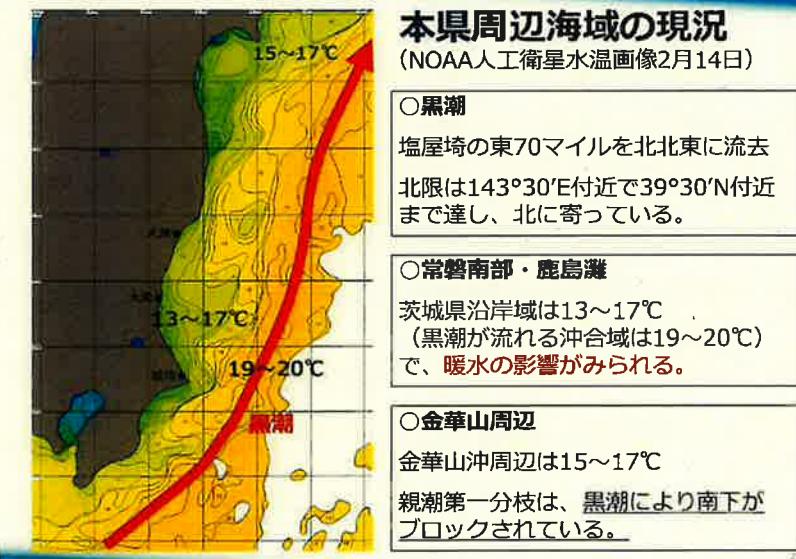


(参考) 海あり県における遊漁者のまき餌釣り規制状況



令和6年冬春期の 沿岸漁海況予報について

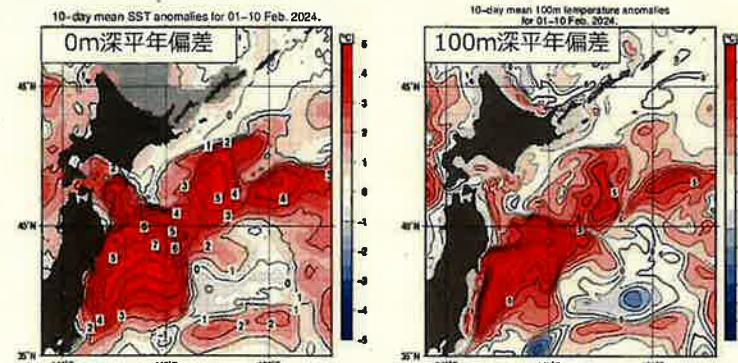
茨城県水産試験場 回遊性資源部



令和6年冬春期の海況予報

本県周辺海域の現況

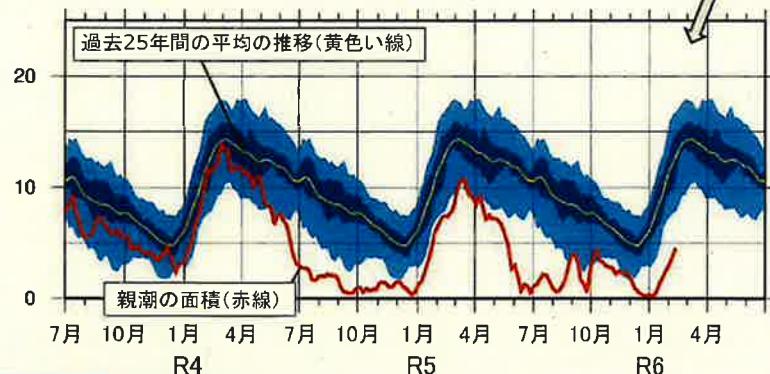
(気象庁「海洋の健康診断表」水温平年偏差2月上旬)



いずれも黒潮流路で「やや高め～極めて高め」で、
それ以外の沿岸域でも概ね「やや高め～高め」
⇒ 黒潮の北偏により高水温に

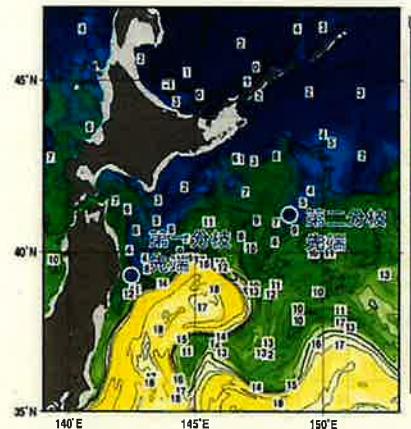
親潮の勢力の予測

面積は小さい状態が継続



親潮の勢力の予測

気象庁発表100m深水温図(2月19日)



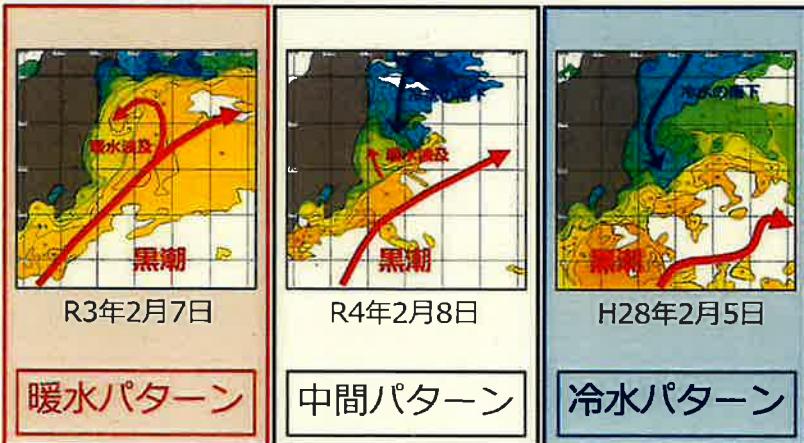
- 第一分枝、第二分枝の先端は北に寄っている。
- 今後、親潮の南限位置は、 41°N 、 144°E 付近になる見込み。親潮の面積は、平年よりかなり小さい見込み。
(気象庁 2月20日発表)

↓
本県沿岸域への冷水の影響はほとんどみられないか、小さい

黒潮の流路の予測



海況パターンによる予測



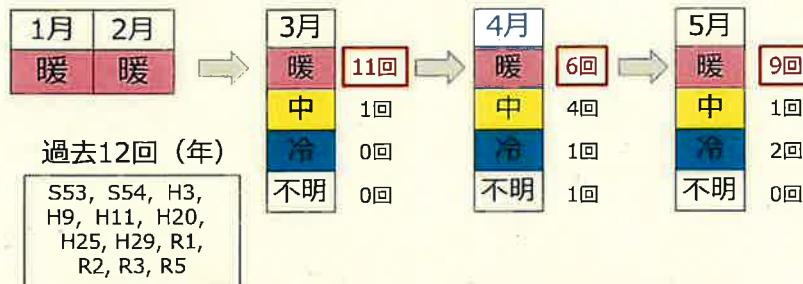
1・2月の海況パターンが分かれれば、その後の傾向がつかめる

今年（令和6年）の海況パターンは？

1月	2月
暖	暖

令和6年は、
1・2月ともに暖水パターン

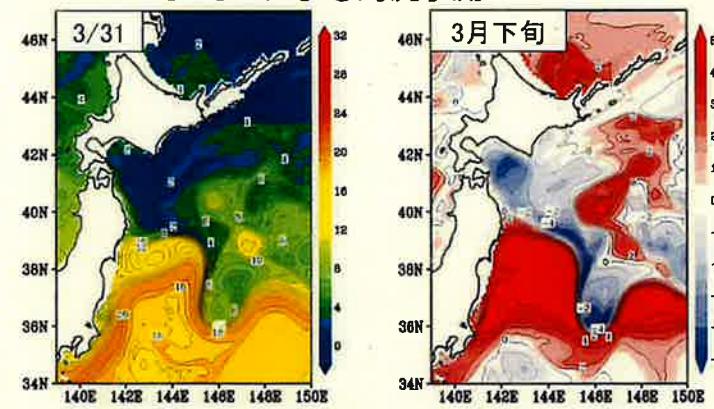
過去（昭和53年以降）の傾向をみると・・・



→ 3月以降も暖水パターンが続く可能性が高い。

今年（令和6年）の海況パターンは？

FRA-ROMSⅡによる海況予測



3月の本県沿岸域（142°E以西）の100m深水温は、
9～20°C（平年並～高め）となる予測

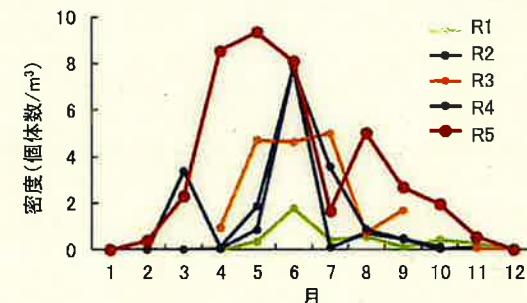
冬春期（3～5月）海況予測のまとめ

- 黒潮の北偏傾向が継続しており、現在、本県沿岸域では黒潮からの暖水の影響がみられる。
- 親潮の勢力は弱く、親潮第一分枝も北偏傾向で、沿岸域への冷水の影響はほとんどみられない。
- 3月以降も「暖水」パターンが続く可能性が高い。



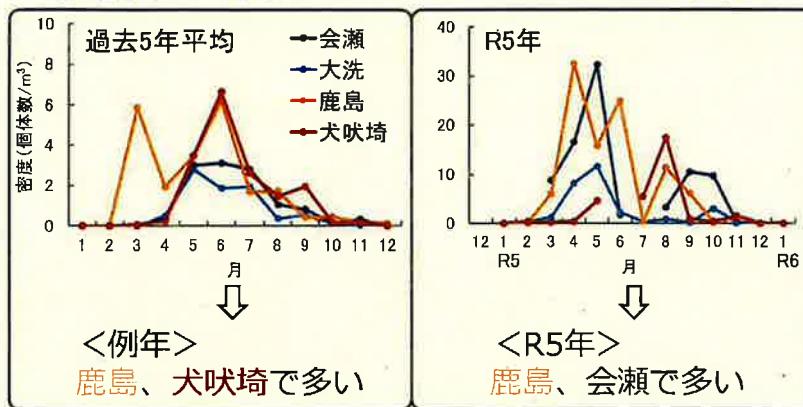
茨城県沿岸域の水温は引き続き
「高め傾向」で推移する。

令和5年のカタクチイワシ卵仔魚の出現



例年…卵仔魚の出現ピークは6月頃
令和5年…4～6月に多く、その後も多い

令和5年のカタクチイワシ卵仔魚の出現

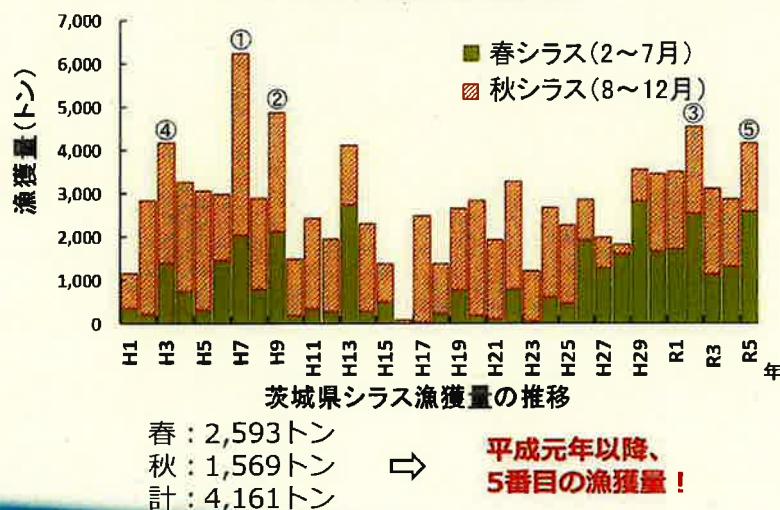


→ 黒潮の流れに乗り、北からも加入した？

船びき網漁の漁況経過 および予測

13

シラス漁獲量の推移

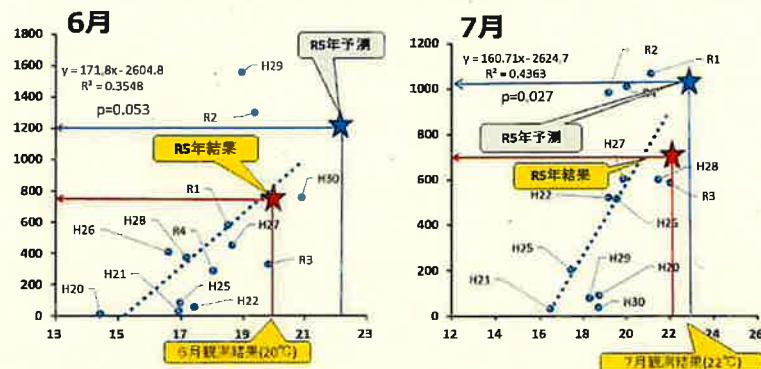


他県との比較

県	R5年漁獲量
福島県	947トン
茨城県	4,161トン
静岡県	2,538トン
愛知県	3,952トン

R5年の漁獲量は静岡、愛知を上回った

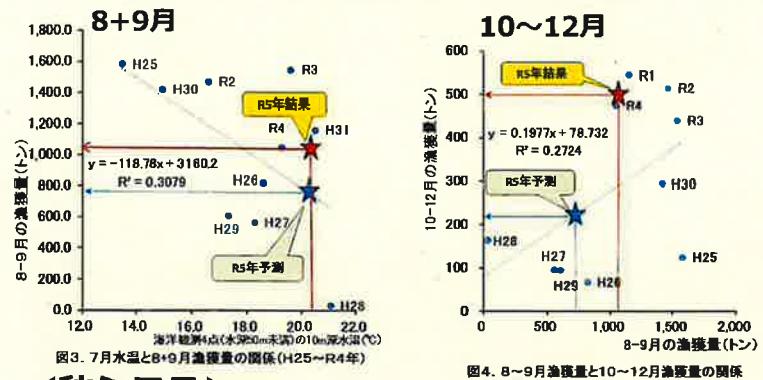
R5年シラス漁況予測の検証



<春シラス>

6・7月の漁獲量…いずれの月も予測を下回った
要因：水温が予測より低かったため

R5年シラス漁況予測の検証



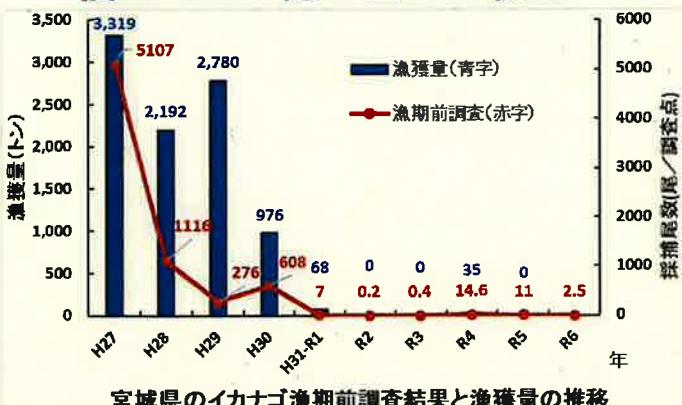
<秋シラス>

8+9月の漁獲量…予測を上回った
要因：8月以降の卵仔魚の供給量が多かったため
⇒ これをもとに予測する10～12月も予測を上回った

イカナゴ



仙台湾のイカナゴ資源状況



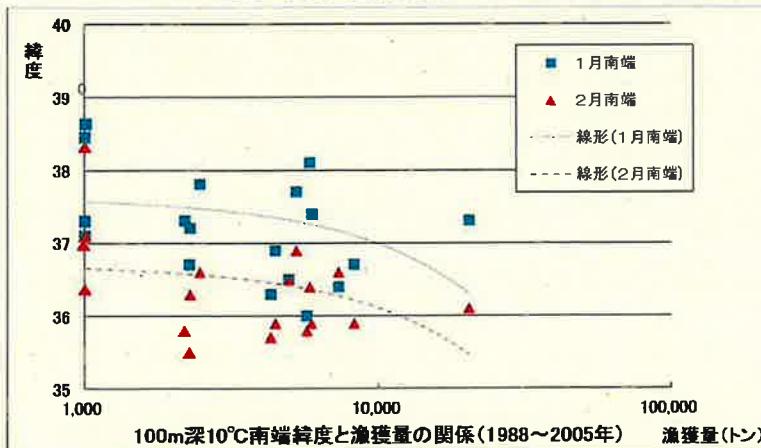
仙台灣では、令和元年以降、

- ・漁獲はほぼなし
- ・資源水準の回復の兆しもみられない

※茨城では平成30年以降、福島では令和元年以降漁獲はない

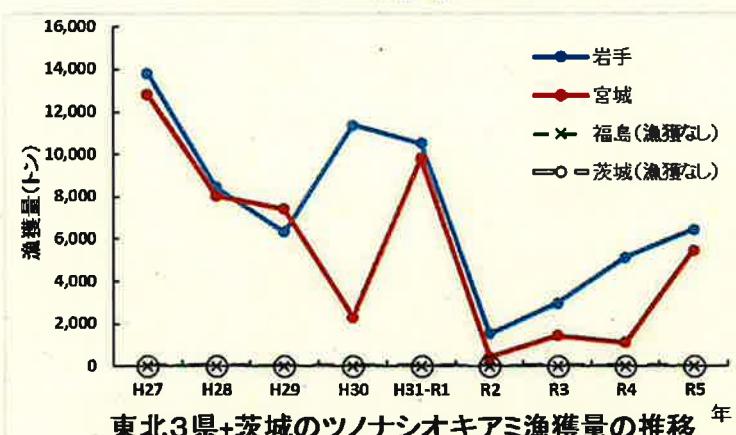
⇒ 本県への来遊も
期待できない

ツノナシオキアミが本県で漁獲されていた頃の漁況予測資料



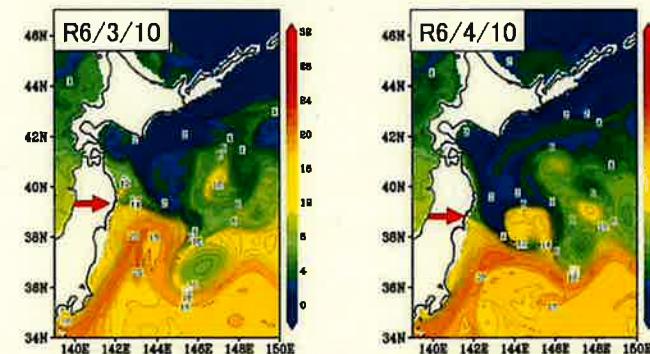
100m深の10°Cの水 (=親潮系冷水) が南下するほど、
本県でのツノナシオキアミ漁獲量が多くなる。

ツノナシオキアミ



福島県、茨城県では、H23年以降、漁獲がない

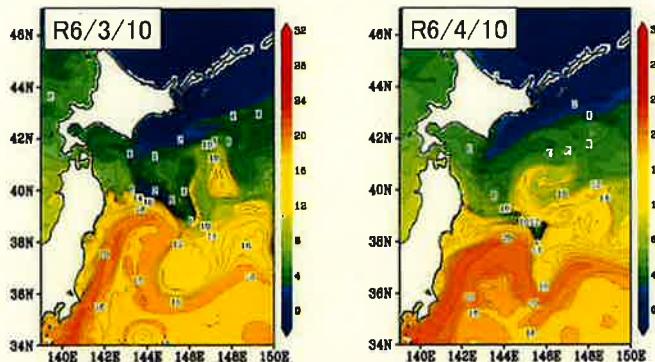
令和6年の100m深水温予測



FRA-ROMS IIによる3~4月の予測では…

10°C水温帯は、3月に釜石付近、4月に気仙沼付近まで南下している
ものの、本県沿岸域の100m深水温は12°C以上で平年より高い
⇒ 来遊は期待できない

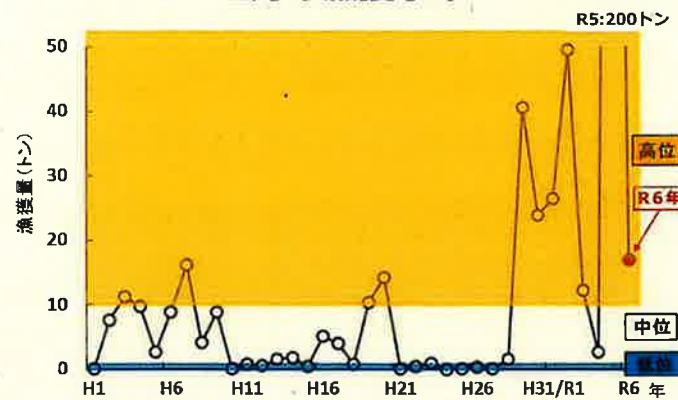
(参考)令和6年の0m深水温予測



FRA-ROMSⅡによる3～4月の予測では…

0m深水温も高く推移する予測になつており、14°C水温帯が、3月に宮古付近、4月に釜石付近で確認できます。
本県海域は、3月に13°C以上、4月に15°C以上の予測になつています。

2月の漁獲水準



2月の漁獲水準と4+5月の平均漁獲量

高位 → 4+5月の平均漁獲量515トン
中位 → 4+5月の平均漁獲量390トン
低位 → 4+5月の平均漁獲量267トン

* R6年は2月20日までで、17トンの漁獲で高位

1・2月の海況パターンと4+5月漁獲量水準

海況パターン					漁獲量(トン)			
1月	2月	3月	4月	5月	年号	2月	4+5月	水準
暖	暖	暖	暖	暖	H3	11	619	高位
暖	暖	暖	暖	暖	H9	9	1,406	高位
暖	暖	暖	暖	暖	R5	236	814	高位
暖	暖	暖	暖	暖	R3	12	203	中位
暖	暖	暖	暖	暖	H11	1	34	低位
暖	暖	(暖)	(暖)	(暖)	R6	17	?	?
暖	暖	暖	中	暖	H29	41	1,099	高位
暖	暖	暖	中	暖	R2	50	204	中位
暖	暖	暖	欠測	中	H25	0	179	中位
暖	暖	暖	中	暖	R1	27	43	低位
暖	暖	暖	冷	冷	H20	14	41	低位

1・2月暖・暖年→5月まで暖が継続 (過去5回 平均漁獲量 615トン)

:高位の漁獲となる確率は6割 (3年/5年)

1・2月暖・暖年→5月まで暖が未継続 (過去5回 平均漁獲量 313トン)

:中・低位の漁獲となる確率は8割 (4年/5年)

冬春期の漁況予測

魚種	ポイント	漁況予測
イカナゴ (コウナゴ)	・仙台湾周辺の資源量が激減 ・漁期前調査結果でも仔稚魚水準が低く、資源回復の兆しも見えない	漁場形成は見込めない
ツノナシ オキアミ (イサダ)	・暖かい海況が続き、来遊に不適	漁場形成は見込めない
シラス	・暖かい海況が続く ・2/20時点で17トン (高位)	シラスに好適 4~5月の漁獲量: 500~600トン程度と予測

※ 春シラス (6~7月) の予測は5月に発表します